

報道関係者 各位

令和 7 年 10 月 22 日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課

課 長 中島 良則

監察監督官 田村 順也

(電 話) 018-862-6682

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

秋田労働局（局長 山本博之）では、この月間中に「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施をはじめとした次の取組を行います。

「過労死等」とは…（１）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
（２）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
（３）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【取組概要】

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（別添 1 参照）

- ・ 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：令和 7 年 11 月 7 日（金）13：30～15：30（受付 13：00～）

会場：秋田市にぎわい交流館 A U（あう） 3 階 多目的ホール（秋田市中通一丁目 4 番 1 号）

内容： 基調講演 「職場における過重労働およびストレス対策について」

講師：堤 明純 氏（北里大学医学部公衆衛生学 教授）

施策説明：秋田労働局

取組事例報告：株式会社北都銀行

遺族からの声

[参加申込方法] 事前に下記 URL からお申込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



2 過重労働解消キャンペーン

- ・ 過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談などを行います。

労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、秋田労働局長名による協力要請を行います。

秋田労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問等を実施します

今年度は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された「自動車運転の業務」において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ職場訪問等を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し、広く紹介します。（訪問先企業や日程等は別途公表します。）

重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中期間（11月2日（日）、3日（月・祝）を除く。）とし、秋田労働局及び県内各労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

特別労働相談を実施します

11月1日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120（794）713（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～17：00

労働基準監督官が相談に対応します。

労働条件相談ほっとライン【委託事業】

電話番号：0120（811）610（フリーダイヤル はい！労働）

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～21：00

労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

過重労働解消のためのセミナーを開催します（別添2参照）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：令和7年12月3日（水）14：00～

会場：秋田市にぎわい交流館AU（あう）（秋田市中通一丁目4番1号）

（テーマ毎に分野を深掘して解説するオンラインセミナーも開催します。）

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。

[参加申込方法] 事前に下記URLからお申込みください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

